

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

鹿児島厚生年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から32年12月26日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が昭和33年4月23日に支給されているとのことであった。

しかし、私は、実家に帰ると言って退職した当該事業所から脱退手当金はもとより、退職金を受け取ったことも、制度に関する説明を受けたことなども無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和33年4月23日に支給決定されているとともに、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、その「備考」欄に「脱退手当金」との押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人に脱退手当金が支給された時期は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 8 日から 39 年 12 月 21 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 25 日まで

申立期間①及び②については、私が昭和 44 年 8 月 22 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、出産のために申立期間②に係る A 社を退職しており、また、当該事業所から、退職後に脱退手当金を受け取った記憶も、脱退手当金制度に関する説明を受けた覚えも無い。

申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されているほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 30 日まで
② 昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②については、私が昭和 43 年 11 月 28 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は当時、脱退手当金という制度は知らなかったし、また、実兄が支配人であった申立期間②に係る A 社を退職する際、給料以外の金銭を受け取った覚えも無い。

申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 28 日に支給決定されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 19 日から同年 5 月 3 日まで
② 平成 10 年 5 月 2 日から同年同月 15 日まで
③ 平成 10 年 5 月 30 日から同年 11 月 5 日まで
④ 平成 11 年 3 月 23 日から同年 6 月 1 日まで
⑤ 平成 17 年 6 月 22 日から同年 7 月 8 日まで

申立期間①、②及び③については、それぞれA社、B社、C社で船員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

また、申立期間④については平成 11 年 3 月から 13 年 9 月までの期間、及び申立期間⑤については 14 年 4 月から 17 年 9 月まで期間、同じく、B社の船員として勤務していたにもかかわらず、両申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私が保管している船員手帳では、全申立期間において、各申立事業所に船員として雇い入れられ乗船していたことが分かる。

申立期間①、②、③、④及び⑤について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人が保管している船員手帳により、申立人が各申立期間中、A社、B社及びC社の所有船舶で船員として雇い入れられていることが確認できる。

しかし、申立期間①については、A社は、平成 21 年 4 月 1 日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、前述の船員手帳及び申立事業所に係る船員保険被保険者名簿のいずれにも掲載されている申立船舶の元船長は既に死亡しているとともに、申立人が当該船舶と一緒に乗船していたとして姓のみを挙げた元同僚は、オンライン記録等ではその所在が不明である。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録及び申立人が保管する年金手帳では、申立人が申立期間①を全て含むこととなる昭和37年4月25日から38年5月7日までの間、国民年金に加入し、当該期間の同保険料を納付していることが確認できる。

次に、申立期間②については、現存するB社のD事務所では、当時の関係資料を保管しておらず、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、「10日程度の乗船期間であった当該期間においては、申立人との協議の上で船員保険に加入させていなかった。」旨回答している。

また、申立人が当該期間当時に申立船舶と一緒に働いていたとする元同僚のうち、連絡の取れた一人から聴取したものの、申立人の氏名を覚えているのみであり、申立人における船員保険の適用の有無に関する供述等を得られない。

申立期間③については、現存するC社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が当該期間当時、申立人の交代要員だったとして挙げた元同僚は、申立人の氏名を覚えていないとしているほか、申立人が当時の元同僚として氏名を挙げた元同僚3人のうちの1人は、オンライン記録では、申立人同様、船員保険の加入記録が確認できない。

申立期間④については、前述のB社のD事務所では、当時の関係資料を保管しておらず、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、「当時は採用者が申立人のように60歳以上の場合、双方了解の下で、2、3か月間の試用期間を設けていた。」旨回答している。

また、申立人が保管している船員手帳では、申立人が申立期間④を全て含む平成11年3月23日から同年12月4日までの間、申立事業所に雇い入れられていることが確認できる。しかし、前述のD事務所が保管している、申立人の船員保険被保険者証（写）及びその妻の船員保険被扶養者証（写）では、申立人の申立事業所に係る船員保険（疾病部門）の資格取得日が11年6月1日付けとなっていることが確認できるところ、この日付は、申立人の申立期間④直後における船員保険（年金部門）の資格取得日と一致する。

また、申立人が当該期間当時に申立船舶と一緒に乗船し申立人の交代要員だったとして挙げた元船長は、オンライン記録では、申立人同様、船員保険の加

入記録が確認できない。

最後に、申立期間⑤については、B社のD事務所では、前述のとおり、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、「当時、申立人から年金額の確認をしたいとの要請があり、その場合、年金を一回切らないと修正加算ができないとのことだった。申立期間⑤は、申立人同意の上で船員保険の加入を停止した期間である。」旨回答している。

また、申立人が保管している船員手帳では、申立人が申立期間⑤を全て含む平成17年6月22日から同年7月19日までの間、申立事業所に雇い入れられていることが確認できる。しかし、前述のD事務所が保管している、申立人の妻の船員保険被扶養者証（写）では、申立人の申立事業所に係る船員保険（疾病部門）の資格取得日が17年7月8日付けとなっていることが確認できるところ、この日付は、申立人の申立期間⑤直後における船員保険（年金部門）の資格取得日と一致する。

さらに、申立人が当該期間当時に申立船舶で一緒に乗船していたとして姓のみを挙げた元同僚から聴取したものの、申立人と一緒に勤務していたなどとするのみであり、申立人における船員保険の適用の有無に関する供述等を得られない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として全申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。